主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査して も同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月一四日

最高裁判所第一小法廷

| 毅 |   |   | 野 | 真 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| 郎 | 治 | 竹 | 田 | 沢 | 裁判官    |
| 輔 |   | 悠 | 藤 | 斎 | 裁判官    |
| 郎 |   | Ξ | 松 | 岩 | 裁判官    |